

国家公安委員会規則第十号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第三条第四号、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四条第一項第三号、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第一号、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条第一項第十七号、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第三条第四号及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十一条の八第三項第二号八の規定に基づき、警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年六月十日

国家公安委員会委員長 中野 寛成

警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則

（警備業の要件に関する規則の一部改正）

第一条 警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「第百九十八条第一号、第二号、第三号の二」を「第百九十七条の二第十号の四若しくは第十号の五、第百九十八条第一号、第三号」に改める。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第八号中「第百九十八条第一号、第二号、第三号の二」を「第百九十七条の二第十号の四若しくは第十号の五、第百九十八条第一号、第三号」に改める。

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第八号中「第百九十八条第一号、第二号、第三号の二」を「第百九十七条の二第十号の四若しくは第十号の五、第百九十八条第一号、第三号」に改め、同条第四十号中「第十三条の二第十四号」を「第十三条の二第十三号」に改める。

第十三条の二第十三号口中「第一条第三十九号二(二)」を「第一条第四十号二(二)」に改め、同条第十四号中「第一項に」を「同条第一項に」に改める。

第二十七条第二号中「次条」を「第二十九条」に改める。

(暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則の一部改正)

第四条 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則(平成三年国家公安委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第八号中「第九十八号第一号、第二号、第三号の二」を「第九十七号の二第十号の四若しくは第十号の五、第九十八号第一号、第三号」に改める。

(国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正)

第五条 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成十四年国家公安委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第八号中「第九十八号第一号、第二号、第三号の二」を「第九十七号の二第十号の四若しくは第十号の五、第九十八号第一号、第三号」に改める。

(確認事務の委託の手續等に関する規則の一部改正)

第六条 確認事務の委託の手續等に関する規則(平成十六年国家公安委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第八号中「第九十八号第一号、第二号、第三号の二」を「第九十七号の二第十号の四若しくは第十号の五、第九十八号第一号、第三号」に改め、同条第四十号中「及び第十三号の二第十四号」を削る。

#### 附 則

この規則は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第四十九号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十三年六月十四日)から施行する。ただし、第三条中暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第四十号の改正規定、同規則第十三条の二第十三号口の改正規定、同条第十四号の改正規定及び同規則第二十七条第二号の改正規定並びに第六条中確認事務の委託の手續等に関する規則第三条第四十号の改正規定は、公布の日から施行する。